

無線設備規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

「L 帯を用いた高度化非静止衛星システムの導入」

(意見募集期間：令和2年7月16日～令和2年8月14日)

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社日本デジコム	<p>このたびの省令等の一部改正につきまして今回の改正案に賛成いたします。</p> <p>本 Certus サービスの日本での導入はかねてより期待されておりましたが、ようやくその導入が果たされることを歓迎します。</p> <p>これにより、本 Certus サービスが日本でも利用できることとなり、我が国の船舶業界からも大変歓迎されることとなります。</p> <p>つきましては、既に全世界で提供されてるサービスでありますので総務省の今後の免許発行作業においては、地球局調整等に時間を要することなく最短での Certus サービスの免許発行にご協力をお願いしたいと考えます。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、無線局免許に関する地球局の国際調整は、国際的な周波数の利用方法等を規定する無線通信規則に従って行うものであり、調整対象となる国があれば当該国との調整のため所要の時間が必要となる場合がございます。</p>	無